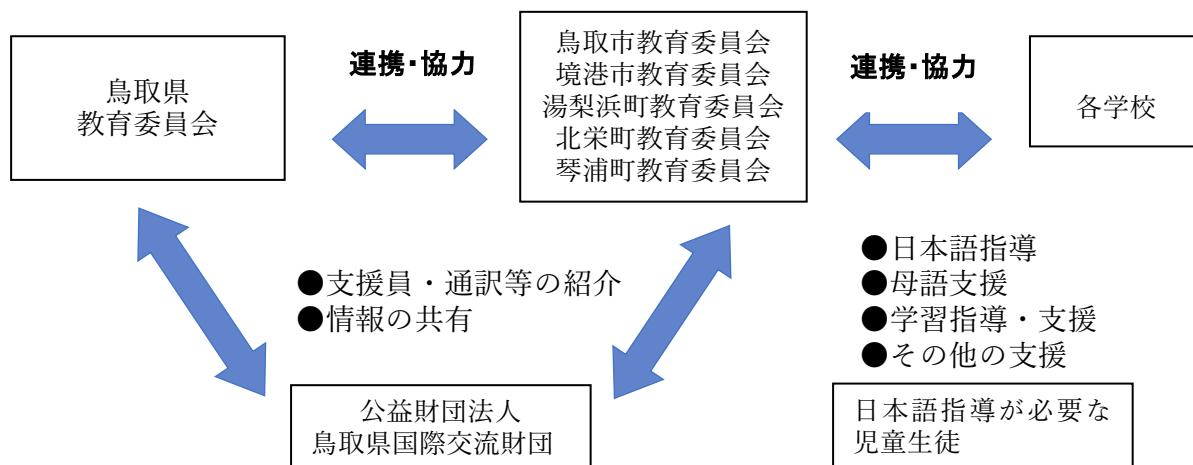


**令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
事業内容報告書の概要**

地方公共団体名【鳥取県】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

**1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)**



**2. 具体の取組内容** ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

- (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(※必須実施項目)
  - ・「帰国・外国人児童生徒等への支援に係る研修会」を2回行い、担当者で協議を行った。
  - ・研修会終了後、研修内容と各市町・学校の取組状況を基に関係者で連絡協議会を行い、情報交換等を行った。

**(2)学校における指導体制の構築(※必須実施項目)**

- ・本事業を実施する市町の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対する支援員等の配置について、財政面で支援した。
- ・本事業を実施した各市町教育委員会が、教育委員会担当者、学校、支援員による協議の場を定期的に設定し、指導方針の確認、課題の共有等を行った。

**(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)**

- ・教育委員会、学校、支援員の3者で連絡会を行い、「特別の教育課程」による指導方針の確認や課題の共有を行った。
- ・「特別の教育課程」実施のためのカリキュラム・マネジメントについて理解し、指導者及び支援者の役割を明確にした個別の指導計画を立案するよう努めた。

**(4)成果の普及 (※必須実施項目)**

- ・本事業を活用した取組について、連絡協議会で複数の自治体と共有した。
- ・校長会等で日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の手順や指導体制構築について共有した。

**(5)学力保障・進路指導**

- ・他町の学校から外国人生徒の進路状況を聞き取り、対象児や保護者に中学校卒業後の進路についての情報提供を行った。
- ・教科ごとに学習状況を把握し、児童生徒に応じた学習指導を実施した。
- ・定期的に支援会議を開き、保護者の思いも聞きながら、将来の進路を見据え個別に寄り添った学習支援を行った。

(6) 小学校入学前の児童や保護者を対象としたプレスクール

- ・就学時健診前の保健関係の書類や入学に係る書類等の準備の保護者支援を行った。
- ・小学校入学前の児童・保護者の学校見学を行った。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・小学校5・6年生で算数と理科のデジタルマルチリンク教科書を導入した。
- ・日本語指導や在籍学級での学習に、タブレット端末やICTの機器を活用した。
- ・タブレットを活用して国語や社会に出てくる難しい用語を調べたり、写真や動画を視聴したりして教科書の内容理解を図った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・鳥取県国際交流財団と連携し、母語のわかる支援員を配置し、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導補助を適切に行つた。
- ・必要に応じた言語の支援により、学校生活の中で児童の生活能力が身につくように支援とともに、保護者への丁寧な情報提供を行うことにより、学校と保護者間のコミュニケーションを円滑に行つた。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(※必須実施項目)

- ・年2回の研修会及び連絡協議会の実施により、関係市町及び学校担当者のつながりを深めることができた。
- ・実践事例、具体的な取組等について共有することができた。
- ・研修会等の内容や機会についてさらなる充実を図りたい。

(2) 学校における指導体制の構築(※必須実施項目)

- ・日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の手順等を整理できた。
- ・校内指導体制を整備し、日本語指導が必要な児童生徒に取り出し授業を行うことで、日本語指導と合わせて、各教科等の指導を受けることができた。
- ・今後も域内及び校内において、よりよい指導体制が構築できるよう努める。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施(※必須実施項目)

- ・日本語指導が必要な個々の児童生徒の日本語の習得状況や学校生活の状況等の把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした個別の指導計画が作成され、各学校において特別の教育課程を編成・実施できた。
- ・本人のニーズに合った年間計画を立案したこと、昨年度と比べて、対象生徒がクラスメイトとかかわる場面が増加し、授業中の教師の指示内容の理解度も高まった。
- ・「個別の指導計画」に基づいた日本語指導の実施、定期的な見直しを行うことで、対象児童の日本語能力向上や学校生活の充実を図ることができた。
- ・就学時及び進級・進学に際し、日本語指導が必要な児童生徒の日本語習得状況や学校生活の状況について確實な引継ぎを行い、切れ目のない支援を行う必要がある。
- ・児童の成長段階を把握し、共有することで適切な支援へつなげ、個別最適な学びを実現させる方法を探る。

(4) 成果の普及(※必須実施項目)

- ・自治体のホームページ等で公表することにより、日本語指導が必要となる地域や学校にその成果を発信し、共有することができた。
- ・日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際のモデルとなり、対象児童生徒が入学してくる自治体へのアドバイスや情報共有ができた。

(5) 学力保障・進路指導

- ・対象児や保護者が、中学校卒業後の進路についてイメージできるようになってきた。さらに具体的に卒業後の生活について見通しを持つもらえるように、引き続き情報提供と対象児や保護者の意向の確認を行う。
- ・教科の指導を丁寧に行い学習意欲の向上が見られた。
- ・保護者への丁寧な情報共有を行うとともに、児童生徒の学力や日本語能力等を適宜判断したり評価したりしながら家庭と連携した支援を行うことができた。
- ・本人、保護者の希望や進路を早い段階で把握し、進路を見据えた学習指導を実施する。

(6) 小学校入学前の児童や保護者を対象としたプレスクール

- ・保育園・幼稚園と小学校との情報の共有、日本の学校生活に対する保護者の理解が進んだ。
- ・就学時健診や入学に係る書類の準備に伴う保護者の負担感が軽減された。
- ・保健関係や入学に係る書類の中には、外国人の保護者にとって理解するのに難しい表現がある。多言語に翻訳してあるものもあるが、母国語に翻訳されていないものもある。通訳を交えて保護者と対話しながら書類の記入をしていくことで保護者への支援を行っていく必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・日本語と母語を対比しながら学習することができ、学校だけでなく家庭学習にも活用することができた。
- ・算数や数学での基礎基本の学力が向上した。また、日本語の専門用語が難しい理科や社会についても図等を活用して学習理解を深めることができた。
- ・マルチリンガル教科書では補いきれない部分や、他教科には対応していないので、従来通り支援員が支援していく必要がある。
- ・日本語での学習にも意欲的に参加できるようになっているが、日本語の読み・書きへの負担が大きいため、今後も様々な学習場面でタブレット端末を活用していくことを在籍校に働きかける必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・母国語の分かる支援員が、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導や通訳を行ったことで、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができた。
- ・個に応じた日本語指導を充実させることで、特に聞く力が向上した。学校生活上の悩み等の相談を受け、担任への情報提供を迅速に行い、生徒の心理的安定につながった。
- ・外国語通訳支援員や日本語指導支援員からの支援により、対象児童生徒が今年度も安心して学校生活を送ることができている。今後は、対象児童生徒の様子を見ながら支援員の支援を徐々に減らし、自分の力で学校生活が送れるようになるための力をつけていくことを働きかけていく。
- ・個人差に応じた、より一層の学習支援が必要である。そのためにも、日本語学習支援員確保を行うことが課題である。
- ・多国籍、多言語に対応できるよう、鳥取県国際交流財団や大学等関係機関と連携して、母国語による日本語指導ができる人材を確保していかたいが、対応できない言語もあるので、やさしい日本語を用いた直接指導法による日本語指導や、翻訳ソフトを用いた通訳支援を行う必要がある。
- ・学習への意欲の向上、実際のコミュニケーション場面での活用、学校や社会のルールの理解、日本語学習と並行した学習の定着を図る。

本事業で対応した児童・児童生徒数	幼稚園等 (園)	小学校 (12校)	中学校 (6校)	義務教育学校 (校)	高等学校 (校)	中等教育学校 (校)	特別支援学校 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数	/	19人 (12校)	9人 (6校)	0人 (0校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。